



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価（送料共）1か月2,200円

目次

○ 告示

- 277 パーキング・チケット発給設備の管理運用等事務委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (警察本部)
- 278 和歌山県警察本部庁舎等の清掃委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (")
- 279 田辺運転免許センター庁舎等の清掃委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (")
- 280 新宮運転免許センター庁舎等の清掃委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (")
- 281 和歌山県警察本部庁舎等特定建築物維持管理委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (")

○ 公告

- 入札公告 (教育委員会)
- " (")
- " (警察本部)
- " (")
- " (")
- " (")
- " (")

告 示

和歌山県告示第277号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、パーキング・チケット発給設備の管理運用等事務委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成19年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

パーキング・チケット発給設備の管理運用等事務委託業務

(2) 業務内容

パーキング・チケット発給設備の管理運用等事務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 業務の処理に関する事項

ア 3名

イ 業務処理日

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する祝日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く日とする。

ウ 業務処理時間

和歌山県公安委員会が設置するパーキング・チケット発給設備の規制開始時間の30分前から終了時間の30分後までとする。

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格申請書

イ 事業経歴書

ウ 登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税、消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する県税全税目

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

(2) (1) のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成19年3月9日（金）から平成19年3月16日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間で、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、3に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成19年3月16日（金）午後4時までの間に、5

に掲げる場所に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

3 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西46番地の1

和歌山県警察本部岡崎庁舎 1階 会議室

(2) 日時

平成19年3月13日（火）午後2時

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

2の(1)に掲げる申請書類は、平成19年3月9日（金）から平成19年3月16日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、持参により5に掲げる場所に提出することとする。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県警察本部交通部交通規制課

和歌山市西1番地

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0110（内線248）

ファクシミリ番号 073-473-7824

6 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第6条の8に規定する道路交通法（昭和35年法律第105号）第49条第2項のパーキング・チケット発給設備の管理に関する事務又は同条第3項に規定する措置に関する事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると公安委員会が認める法人で、平成19年3月9日（金）現在において、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び県税に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者若しくは経営したことのない者又は経営に実質的に関与していない者若しくは関与したことのない者であること。
- (6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者又はしたことがない者であること。
- (7) 和歌山県内に本店、支店又は営業所等のある者

(8) 国、地方公共団体、企業又は団体等から委託を受け、金銭に関する取引又は現金の徴収等を自動的に行うことができるよう設置された機械からの現金の回収業務又は現金輸送業務を適正に履行したことがある者

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成19年3月26日（月）までに通知する。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成19年3月27日（火）までに書面により求めることができる。

(3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成19年3月28日（水）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第278号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、和歌山県警察本部庁舎等の清掃委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成19年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付す業務の名称等

(1) 事業年度 平成19年度

(2) 業務の名称及び場所

ア 名称

和歌山県警察本部庁舎等清掃委託業務

イ 場所

(ア) 和歌山県警察本部

(イ) 交通センター

(ウ) 鑑識科学センター

(エ) 和歌山県警察本部岡崎庁舎

(オ) 留置管理センター

(カ) 和歌山東警察署

(3) 業務内容

仕様書による。

(4) 契約期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間

2 資格審査申請書類及びその交付方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書
 - イ 事業経歴書
 - ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
 - エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
 - オ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で提出日において、発行後3か月を経過していないもの
 - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - (イ) 和歌山県が課する県税全税目
 - (ウ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）
 - カ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し）
 - キ 使用印鑑届
 - ク 誓約書
 - ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
 - コ 業務体制表
- (2) (1) のウからカまでに掲げる申請書類の用紙については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等参加申請書の審査を経て、現に有効な指名競争入札等登録参加通知書を交付されている者は、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。
- (3) (1) のア、イ及びキからコまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの申請用紙は、平成19年3月9日（金）から平成19年3月16日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、4に掲げる場所で交付する。
- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、和歌山県警察本部警務部会計課に対して書面（ファクシミリを含む。）により3に掲げる期間に行うものとする。
- 3 資格審査申請書類の提出期間
- 2の(1)に掲げる申請書類は、平成19年3月9日（金）から平成19年3月16日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により4に掲げる場所に提出するものとする。
- 4 資格審査申請書類の交付及び提出場所
- 和歌山県警察本部警務部会計課（施設財産係）
和歌山市小松原通一丁目1番地1
郵便番号 640-8588
電話番号 073-423-0110（内線2268）
ファクシミリ番号 073-423-0120
- 5 一般競争入札に参加する者の資格
- この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成19年3月9日（金）現在において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。
- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
 - (4) 国税及び県税に未納がない者であること。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者若しくは経営したことがない者又は経営に実質的に関与していない者若しくは関与したことがない者であること。
 - (6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者又はしたことがない者であること。
 - (7) 和歌山県内に本店若しくは支店又は営業所等を有する者であること。
 - (8) 平成18年度において、国、地方公共団体、企業又は団体等から清掃業務を受託し、適正に履行した実績のある者又は履行する見込みのある者であること。
 - (9) 本県警察が定める仕様書に基づき適正に業務を遂行することができると認められる業務体制表を提出した者であること。
- 6 資格審査の結果通知
- 資格審査の結果は、郵便により平成19年3月22日（木）までに通知する。
- 7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求められることができる。
 - (2) (1)の説明は、平成19年3月26日（月）までに書面により求めることができる。
 - (3) (2)の書面は、4に掲げる警察本部警務部会計課に

持参により提出するものとする。

- (4) 説明に対する回答については、平成19年3月28日（水）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第279号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、田辺運転免許センター庁舎等の清掃委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成19年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付す業務の名称等

(1) 事業年度 平成19年度

(2) 業務の名称及び場所

ア 名称

田辺運転免許センター庁舎等清掃委託業務

イ 場所

(ア) 田辺運転免許センター

(イ) 和歌山県自動車運転免許第二試験場

(ウ) 田辺警察署

(3) 業務内容

仕様書による。

(4) 契約期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間

2 資格審査申請書類及びその交付方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で提出日において、発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全税目

(ウ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

カ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し）

キ 使用印鑑届

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

(2) (1) のウからカまでに掲げる申請書類の用紙については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等参加申請書の審査を経て、現に有効な指名競争入札等登録参加通知書を交付されている者は、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1) のア、イ及びキからケまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの申請用紙は、平成19年3月9日（金）から平成19年3月16日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、4に掲げる場所で交付する。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、和歌山県警察本部警務部会計課に対して書面（ファクシミリを含む。）により3に掲げる期間に行うものとする。

3 資格審査申請書類の提出期間

2の(1)に掲げる申請書類は、平成19年3月9日（金）から平成19年3月16日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により4に掲げる場所に提出するものとする。

4 資格審査申請書類の交付及び提出場所

(1) 交付場所

ア 和歌山県警察本部警務部会計課（施設財産係）

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（内線2268）

ファクシミリ番号 073-423-0120

イ 田辺警察署会計課

田辺市上の山一丁目2番1号

電話番号 0739-23-0110（内線233）

(2) 提出場所

(1) のアに同じ。

5 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成19年3月9日（金）現在において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に掲げる者の

いずれにも該当しない者であること。

- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び県税に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者若しくは経営したことがない者又は経営に実質的に関与していない者若しくは関与したことがない者であること。
- (6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者又はしたことがない者であること。
- (7) 和歌山県内に本店若しくは支店又は営業所等を有する者であること。
- (8) 平成18年度において、国、地方公共団体、企業又は団体等から清掃業務を受託し、適正に履行した実績のある者又は履行する見込みのある者であること。
- (9) 仕様書に定める業務を履行できるものであること。

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成19年3月22日（木）までに通知する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成19年3月26日（月）までに書面により求めることができる。
- (3) (2)の書面は、4に掲げる警察本部警務部会計課に持参により提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成19年3月28日（水）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第280号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、新宮運転免許センター庁舎等の清掃委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成19年3月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付す業務の名称等

- (1) 事業年度 平成19年度
- (2) 業務の名称及び場所

ア 名称

新宮運転免許センター庁舎等清掃委託業務

イ 場所

- (ア) 新宮運転免許センター
- (イ) 新宮警察署

(3) 業務内容

仕様書による。

(4) 契約期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間

2 資格審査申請書類及びその交付方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で提出日において、発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全税目

(ウ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

カ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し）

キ 使用印鑑届

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

- (2) (1)のウからカまでに掲げる申請書類の用紙については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等参加申請書の審査を経て、現に有効な指名競争入札等登録参加通知書を交付されている者は、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

- (3) (1)のア、イ及びキからケまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの申請用紙は、平成19年3月9日（金）から平成19年3月16日（金）までの和歌山県の休日（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、4に掲げる場所で交付する。

- (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、和

歌山県警察本部警務部会計課に対して書面(ファクシミリを含む。)により3に掲げる期間に行うものとする。

3 資格審査申請書類の提出期間

2の(1)に掲げる申請書類は、平成19年3月9日(金)から平成19年3月16日(金)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により4に掲げる場所に提出するものとする。

4 資格審査申請書類の交付及び提出場所

(1) 交付場所

ア 和歌山県警察本部警務部会計課(施設財産係)
和歌山市小松原通一丁目1番地1
郵便番号 640-8588
電話番号 073-423-0110(内線2268)
ファクシミリ番号 073-423-0120

イ 新宮警察署会計課
新宮市緑ヶ丘三丁目2番57号
電話番号 0735-21-0110(内線233)

(2) 提出場所

(1)のAに同じ。

5 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成19年3月9日(金)現在において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 国税及び県税に未納がない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者若しくは経営したことがない者又は経営に実質的に関与していない者若しくは関与したことがない者であること。

(6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者又はしたことがない者であること。

(7) 和歌山県内に本店若しくは支店又は営業所等を有する者であること。

(8) 平成18年度において、国、地方公共団体、企業又は団体等から清掃業務を受託し、適正に履行した実績のある者又は履行する見込みのある者であること。

(9) 仕様書に定める業務を履行できるものであること。

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成19年3月22日(木)までに通知する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成19年3月26日(月)までに書面により求めることができる。

(3) (2)の書面は、4に掲げる警察本部警務部会計課に持参により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成19年3月28日(水)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第281号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき、和歌山県警察本部庁舎等特定建築物維持管理委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成19年3月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付す業務の名称等

(1) 事業年度 平成19年度

(2) 業務の名称及び場所

ア 名称
和歌山県警察本部庁舎等特定建築物維持管理委託業務

イ 場所

(ア) 和歌山県警察本部
(イ) 交通センター
(ウ) 和歌山東警察署
(エ) 和歌山西警察署

(3) 業務内容
仕様書による。

(4) 契約期間
平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間

2 資格審査申請書類及びその交付方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提

出日において、発行後3か月を経過していないもの)

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する県税全税目

（ウ）個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

カ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し）

キ 使用印鑑届

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

(2) (1)のウからカまでに掲げる申請書類の用紙については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等参加申請書の審査を経て、現に有効な指名競争入札等登録参加通知書を交付されている者は、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ及びキからケまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの申請用紙は、平成19年3月9日（金）から平成19年3月16日（金）までの和歌山県の休日（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、4に掲げる場所で交付する。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、和歌山県警察本部警務部会計課に対して書面（ファクシミリを含む。）により3に掲げる期間に行うものとする。

3 資格審査申請書類の提出期間

2の(1)に掲げる申請書類は、平成19年3月9日（金）から平成19年3月16日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、持参により4に掲げる場所に提出するものとする。

4 資格審査申請書類の交付及び提出場所

和歌山県警察本部警務部会計課（施設財産係）

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（内線2268）

ファクシミリ番号 073-423-0120

5 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成19年3月9日（金）現在において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 国税及び県税に未納がない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者若しくは経営したことがない者又は経営に実質的に関与していない者若しくは関与したことがない者であること。

(6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者又はしたことがない者であること。

(7) 和歌山県内に本店若しくは支店又は営業所等を有する者であること。

(8) 過去2年間に於いて、国、地方公共団体、企業又は団体等から建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和45年政令第304号）第1条に規定する特定建築物の維持管理業務を受託し、かつ、適正に履行した実績のある者であること。

(9) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和54年法律第20号）第7条第1項に規定する建築物環境衛生管理技術者免状を有する者を4人以上雇用する者であること。

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成19年3月22日（木）までに通知する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求められることができる。

(2) (1)の説明は、平成19年3月26日（月）までに書面により求められることができる。

(3) (2)の書面は、4に掲げる警察本部警務部会計課に持参により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成19年3月28日（水）までに当該説明を求めた者に対して書面により

行うものとする。

公 告

入 札 公 告

平成19年度和歌山県立盲・ろう・養護学校スクールバス運行業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成19年度

(2) 業務の名称

ア 和歌山県立和歌山盲学校通学区域等スクールバス運行業務

イ 和歌山県立和歌山ろう学校通学区域等スクールバス運行業務

ウ 和歌山県立たちばな養護学校通学区域等スクールバス運行業務

エ 和歌山県立紀北養護学校通学区域等スクールバス運行業務

オ 和歌山県立紀伊コスモス養護学校第一号通学区域等スクールバス運行業務

カ 和歌山県立紀伊コスモス養護学校第二号通学区域等スクールバス運行業務

キ 和歌山県立紀伊コスモス養護学校園部分校通学区域等スクールバス運行業務

ク 和歌山県立きのかわ養護学校通学区域等スクールバス運行業務

ケ 和歌山県立南紀養護学校通学区域等スクールバス運行業務

コ 和歌山県立みくまの養護学校通学区域等スクールバス運行業務

(3) 業務の仕様等

仕様書による。

(4) 委託業務期間

平成19年4月3日（火）から平成20年3月31日（月）まで

2 一般競争入札参加者の資格に関する事項

平成19年和歌山県告示第184号に規定する和歌山県立盲・ろう・養護学校スクールバス運行業務委託入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間等

(1) 場所

和歌山県教育庁教育総務局総務課

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁東別館5階

なお、平成19年3月12日（月）以降は、下記のとおりとする。

和歌山県教育庁教育総務局総務課

和歌山県湊通一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館6階

(2) 期間

平成19年3月9日（金）から平成19年3月16日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書等を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 入札説明書等に関する問い合わせ先

和歌山県教育庁教育総務局総務課

電話 073-441-3642（直通）

ファクシミリ番号 073-432-4517

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館405号室

(2) 日時

平成19年3月14日（水）午後1時30分

6 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館405号室

イ 入札日時

平成19年3月28日（水）午前9時30分から、1の

(2)に掲げる業務ごとに1の(2)のイからロまで順次行う。

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より入札の参加資格があることを確認された旨の通

知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

6に定める日時及び場所に入札書を持参することとし、郵送、電報又はファクシミリによる入札は認めない。

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き、契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予

定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め最高3回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の要否

否

14 その他

この入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

和歌山県教育庁教育総務局総務課

(2) 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館5階

電話番号 073-441-3642（直通）

ファクシミリ番号 073-432-4517

なお、平成19年3月12日（月）以降は、下記のとおりとする。

和歌山市湊通丁一丁目2番地の1

和歌山県庁南別館6階

電話番号 073-441-3642（直通）

ファクシミリ番号 073-432-4517

入札公告

平成19年度児童生徒送迎業務委託について、一般競争入札を行うので、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年3月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成19年度

<p>(2) 委託業務の名称</p> <p>ア 和歌山県立紀北養護学校通学区域児童生徒送迎業務</p> <p>イ 和歌山県立紀伊コスモス養護学校通学区域児童生徒送迎業務</p> <p>ウ 和歌山県立はまゆう養護学校通学区域児童生徒送迎業務</p> <p>(3) 委託業務の仕様等</p> <p>仕様書による。</p> <p>(4) 委託業務期間</p> <p>平成19年4月3日（火）から平成20年3月31日（月）まで</p> <p>2 一般競争入札参加者の資格に関する事項</p> <p>平成19年和歌山県告示第184号に規定する児童生徒送迎業務委託の入札参加資格を有すること。</p> <p>3 契約条項を示す場所及び期間等</p> <p>(1) 場所</p> <p>和歌山県教育庁教育総務局総務課 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁東別館5階 なお、平成19年3月12日（月）以降は、下記のとおりとする。</p> <p>和歌山県教育庁教育総務局総務課 和歌山県湊通一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館6階</p> <p>(2) 期間</p> <p>平成19年3月9日（金）から平成19年3月16日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで</p> <p>4 入札説明書等を交付する場所及び期間等</p> <p>(1) 場所</p> <p>3の（1）に同じ。</p> <p>(2) 期間</p> <p>3の（2）に同じ。</p> <p>(3) 入札説明書等に関する問い合わせ先</p> <p>和歌山県教育庁教育総務局総務課 電話 073-441-3642（直通） ファクシミリ番号 073-432-4517</p> <p>5 入札説明会の場所及び日時</p> <p>(1) 場所</p> <p>和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県民文化会館405号室</p> <p>(2) 日時</p> <p>平成19年3月14日（水）午後1時30分</p> <p>6 入札執行の場所及び日時等</p>	<p>(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。</p> <p>ア 入札場所</p> <p>和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県民文化会館405号室</p> <p>イ 入札日時</p> <p>平成19年3月28日（水）午前11時30分から、1の（2）に掲げる業務ごとに1の（2）のAからUまで順次行う。</p> <p>ウ 開札場所</p> <p>Aに同じ。</p> <p>エ 開札日時</p> <p>イに同じ。</p> <p>(2) （1）の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。</p> <p>7 入札方法</p> <p>6の日時及び場所に入札書を持参することとし、郵送、電報又はファクシミリによる入札は認めない。</p> <p>落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>8 入札保証金に関する事項</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き、契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。</p> <p>(3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。</p> <p>9 契約保証金に関する事項</p> <p>(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。</p> <p>(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。</p> <p>10 入札の無効</p>
--	---

本公告に示した入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め最高3回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の要否

否

14 その他

- (1) この入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県教育庁教育総務局総務課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館5階

電話番号 073-441-3642（直通）

ファクシミリ番号 073-432-4517

なお、平成19年3月12日（月）以降は、下記のとおりとする。

和歌山市湊通一丁目2番地の1

和歌山県庁南別館6階

電話番号 073-441-3642（直通）

ファクシミリ番号 073-432-4517

入札公告

パーキング・チケット発給設備の管理運用等事務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度 平成19年度
- (2) 業務の名称
パーキング・チケット発給設備の管理運用等事務委託業務
- (3) 業務の内容
仕様書による。
- (4) 契約期間
平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間
- (5) 入札金額
年間総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成19年和歌山県告示第277号に規定するパーキング・チケット発給設備の管理運用等事務委託業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市西1番地

和歌山県警察本部交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0110

ファクシミリ番号 073-473-7824

(2) 期間

平成19年3月9日（金）から平成19年3月16日（金）までの和歌山県の休日定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び日時等

- (1) 入札説明書等を交付する場所及び日時は次のとおりとする。

ア 場所

<p>3の(1)と同じ。</p> <p>イ 日時 3の(2)と同じ。</p> <p>(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、交通規制課に対して平成19年3月16日(金)午後4時までに書面(ファクシミリ含む。)により行うものとする。</p> <p>5 入札説明会の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 和歌山市西46番地の1 和歌山県警察本部岡崎庁舎 1階 会議室</p> <p>(2) 日時 平成19年3月13日(火)午後2時</p> <p>6 一般競争入札の執行の場所及び日時</p> <p>(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。</p> <p>ア 入札場所 和歌山市西46番地の1 和歌山県警察本部岡崎庁舎 1階 会議室</p> <p>イ 入札日時 平成19年3月29日(木)午後2時</p> <p>(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の写しを持参することとする。</p> <p>7 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>8 入札保証金に関する事項</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。</p> <p>(3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。</p>	<p>9 契約保証金に関する事項</p> <p>(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。</p> <p>10 入札の無効</p> <p>本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。</p> <p>なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受け指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。</p> <p>11 入札執行方法の細目</p> <p>(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。</p> <p>(2) この入札の開札には、交通規制課の職員が立ち会うものとする。</p> <p>(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。</p> <p>(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(5) 開札の結果、予定価格の制限範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。</p> <p>12 契約書作成の要否 要</p> <p>13 契約の締結における議会の議決の要否 否</p> <p>14 契約方法 契約は、落札者で行うものとする。</p> <p>15 その他 この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名称 和歌山県警察本部警務部会計課</p> <p>(2) 所在地</p>
---	---

和歌山市小松原通一丁目1番地1
郵便番号 640-8588
電話番号 073-423-0110（代表）

入札公告

和歌山県警察本部庁舎等の清掃委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年3月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付す業務の名称等

- (1) 事業年度 平成19年度
- (2) 業務の名称及び場所

ア 名称

和歌山県警察本部庁舎等清掃委託業務

イ 場所

- (ア) 和歌山県警察本部
- (イ) 交通センター
- (ウ) 鑑識科学センター
- (エ) 和歌山県警察本部岡崎庁舎
- (オ) 留置管理センター
- (カ) 和歌山東警察署

(3) 業務内容

仕様書による。

(4) 入札金額

年間総額で入札することとする。

(5) 契約期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成19年和歌山県告示第278号に規定する和歌山県警察本部庁舎等の清掃委託業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部警務部会計課（以下「会計課」という。）

(2) 期間

平成19年3月9日（金）から平成19年3月16日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39条）第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問のある者は、会計課に対して平成19年3月26日（月）午後4時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山県警察本部 3階 会議室

イ 入札日時

平成19年3月29日（木）午後1時

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の書面の写しを持参することとする。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、地方自治法施行令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、

地方自治法施行令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、会計課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

11 契約書作成の要否

要

12 契約の締結に関する議会の議決の要否

否

13 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

14 その他

この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

会計課

(2) 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（内線2268）

ファクシミリ番号 073-423-0120

入札公告

田辺運転免許センター庁舎等の清掃委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年3月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付す業務の名称等

(1) 事業年度 平成19年度

(2) 業務の名称及び場所

ア 名称

田辺運転免許センター庁舎等清掃委託業務

イ 場所

(ア) 田辺運転免許センター

(イ) 自動車運転免許第二試験場

(ウ) 田辺警察署

(3) 業務内容

仕様書による。

(4) 入札金額

年間総額で入札することとする。

(5) 契約期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成19年和歌山県告示第279号に規定する田辺運転免許センター庁舎等の清掃委託業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部警務部会計課（以下「会計課」という。）

(2) 期間

平成19年3月9日（金）から平成19年3月16日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39条）第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

(ア) 会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

(イ) 田辺警察署会計課

田辺市上の山一丁目2番1号

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問のある者は、会計課に対して平成19年3月26日(月)午後4時までに書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山県警察本部 3階 会議室

イ 入札日時

平成19年3月29日(木)午後2時

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の書面の写しを持参することとする。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、地方自治法施行令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、地方自治法施行令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、会計課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

11 契約書作成の要否

要

12 契約の締結に関する議会の議決の要否

否

13 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

14 その他

この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

会計課

(2) 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110(内線2268)

ファクシミリ番号 073-423-0120

入札公告

新宮運転免許センター庁舎等の清掃委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付す業務の名称等

(1) 事業年度 平成19年度

(2) 業務の名称及び場所

ア 名称

新宮運転免許センター庁舎等清掃委託業務

イ 場所

(ア) 新宮運転免許センター

(イ) 新宮警察署

(3) 業務内容

仕様書による。

(4) 入札金額

年間総額で入札することとする。

(5) 契約期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成19年和歌山県告示第280号に規定する新宮運転免許センター庁舎等の清掃委託業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部警務部会計課（以下「会計課」という。）

(2) 期間

平成19年3月9日（金）から平成19年3月16日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39条）第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

(ア) 会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

(イ) 新宮警察署会計課

新宮市緑ヶ丘三丁目2番57号

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問のある者は、会計課に対して平成19年3月26日（月）午後4時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山県警察本部 3階 会議室

イ 入札日時

平成19年3月29日（木）午後3時

(2) (1)の入札の執行に当たって、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の書面の写しを持参することとする。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、地方自治法施行令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、地方自治法施行令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした

入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、会計課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

11 契約書作成の要否

要

12 契約の締結に関する議会の議決の要否

否

13 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

14 その他

この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

会計課

(2) 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（内線2268）

ファクシミリ番号 073-423-0120

入札公告

和歌山県警察本部庁舎等特定建築物維持管理委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき

公告する。

平成19年3月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付す業務の名称等

(1) 事業年度 平成19年度

(2) 業務の名称及び場所

ア 名称

和歌山県警察本部庁舎等特定建築物維持管理委託業務

イ 場所

(ア) 和歌山県警察本部

(イ) 交通センター

(ウ) 和歌山東警察署

(エ) 和歌山西警察署

(3) 業務内容

仕様書による。

(4) 入札金額

年間総額で入札することとする。

(5) 契約期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成19年和歌山県告示第281号に規定する和歌山県警察本部庁舎等特定建築物維持管理委託業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部警務部会計課（以下「会計課」という。）

(2) 期間

平成19年3月9日（金）から平成19年3月16日（金）までの和歌山県の休日定める条例（平成元年和歌山県条例第39条）第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問のある者は、会計課に対して平成19年3月26日（月）午後4

時まで書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山県警察本部 3階 会議室

イ 入札日時

平成19年3月29日(木)午後4時

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の書面の写しを持参することとする。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、地方自治法施行令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、地方自治法施行令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者

であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、会計課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は最初の入札を含め3回までとする。

11 契約書作成の要否

要

12 契約の締結に関する議会の議決の要否

否

13 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

14 その他

この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

会計課

(2) 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110(内線2268)

ファクシミリ番号 073-423-0120